



発行
東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（同）…二
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…三
 - 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…四
- 公告
- 優良映画等の推奨……………
 - （都民安全総合対策本部総合推進部若年支援事業課）…六

告示

●東京都告示第千七十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年十月二十一日

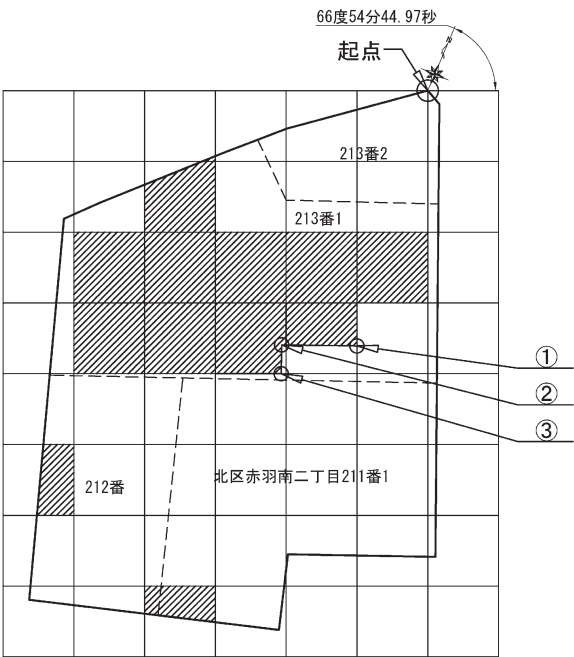
東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（北区赤羽南二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 形質変更時要届出区域
- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地

【起点】

起点は、北区赤羽南二丁目213番2の最北端とする。

	①	②	③
X座標	-25021.995	-25031.844	-25030.299
Y座標	-9942.392	-9946.437	-9950.209

※上記の座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度（66度54分44.97秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和八年東京都告示第三百三十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年十月二十一日

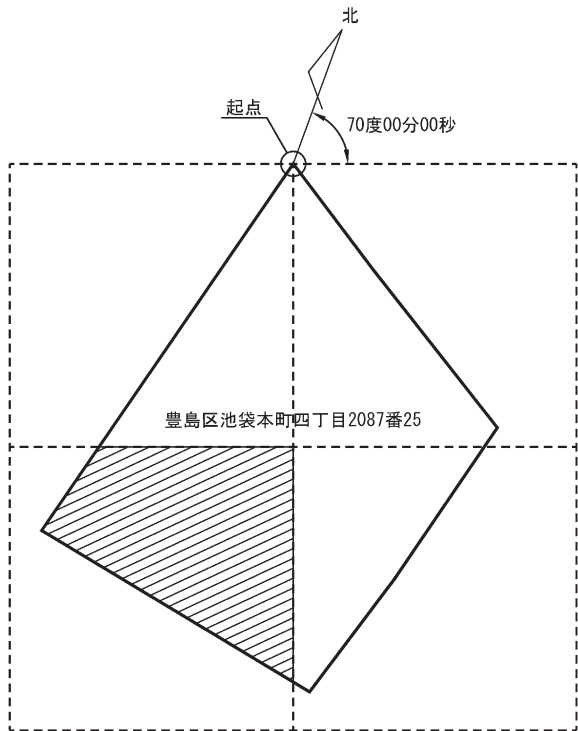
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（豊島区池袋本町四丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【起点】
起点は、豊島区池袋本町四丁目2087番25の最北端とする。

【凡例】
---：単位区画
—：調査対象地
///：指定を解除する区域

【格子の回転角度（70度00分00秒）】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年十月二十一日

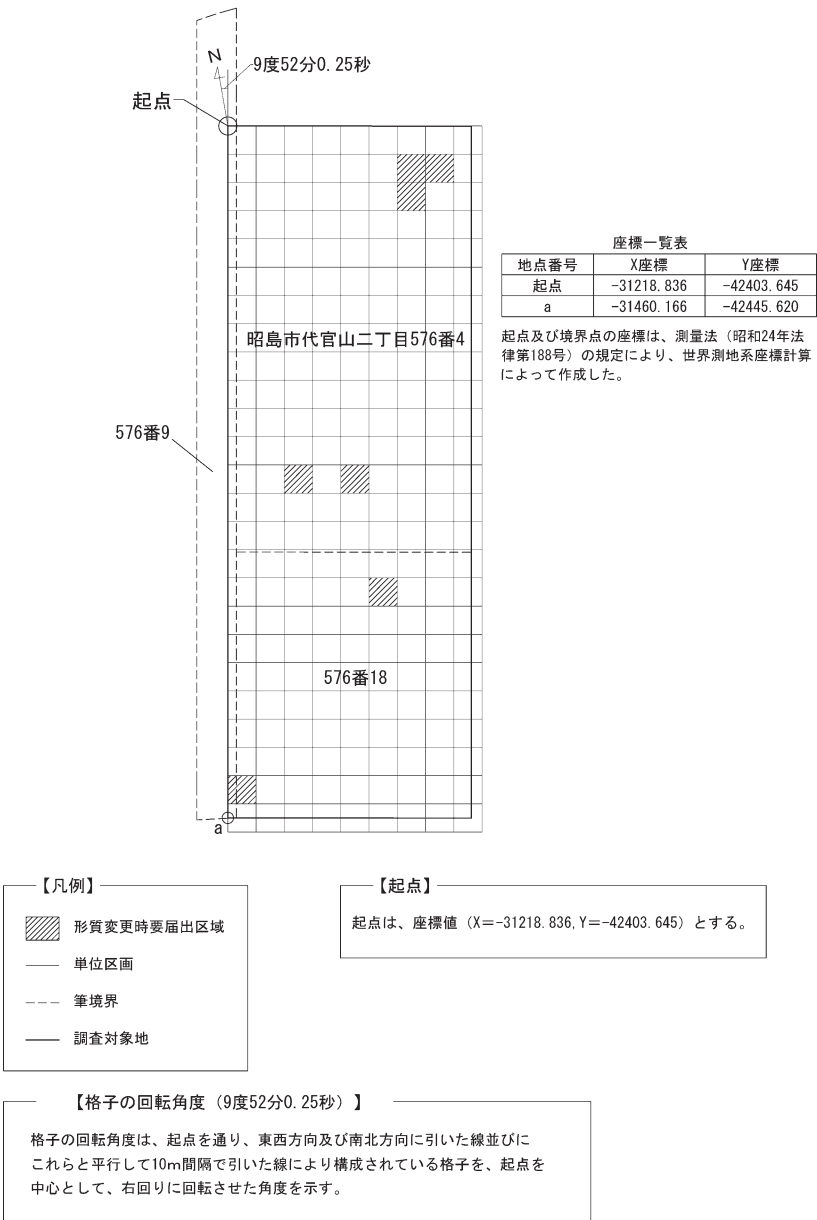
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（昭島市代官山
二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準
に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合
物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



●東京都告示第七千七百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年十月二十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和八年十月二十一日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 北品川四谷

二 変更の区間 港区高輪三丁目四百五十三番三十七地先

三 変更の概要 別図表示のとおり

公 告

優良映画等の推奨について

東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和三十九年
東京都条例第百八十一号）第五条第二号の規定により、青
少年を健全に育成する上で有益であるものとして、次のと
おり推奨する。

令和八年十月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

推奨番号 種類 名 称 制作者等 推奨理由

五〇六 映画 となりのと みのもしフ 青少年を健全
らんす少女 イルム株式 に育成する上
ちゃん 会社 で有益である
と認める。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

